

○ 長期信用銀行法施行規則法（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該株式会社に関する次に掲げる書面</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 創立総会の議事録（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八十二条第一項の規定により創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）（当該株式会社が株式移転により設立された場合又は会社分割により設立された場合には、これに関する株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当する</p>	<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該株式会社に関する次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 創立総会の議事録（当該株式会社が株式移転により設立された場合又は分割により設立された場合には、これに関する株主総会の議事録（商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）（二に規定する場合を除く。））</p>

ことを証する書面。以下同じ。）その他必要な手続があつたことを証する書面

(削る)

二 事業開始後三事業年度における収支及び自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書面

ホ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ヘ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

ト 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権（法第十三条の二第一項第十一号に規定する議決権をいう。

第四条の四第一項第二号及び第三号並びに第四項、第十三条の七、第十八条の三並びに第二十五条の八の二を除き、以下同じ。）の数を記載した書面

チ 営業所の位置を記載した書面

二 当該株式会社が商法第三百七十四条ノ六第一項の規定により分割計画書について株主総会の承認を得ないで設立された場合には、これに関する取締役会の議事録（委員会等設置会社において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面。以下同じ。）

ホ 事業開始後三事業年度における収支及び自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書類

ヘ 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

(新設)

ト 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権（法第十三条の二第一項第十一号に規定する議決権をいう。

第四条の四第一項第二号及び第三号並びに第四項、第十三条の七、第十八条の三並びに第二十五条の八の二を除き、以下同じ。）の数を記載した書類

チ 営業所の位置を記載した書類

リ 最近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知らることができる書面

又 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四条の五第二項第十八号及び第二十五条の十六第四号を除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書面

イ 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 当該子会社等の業務の内容を記載した書面

ハ 当該子会社等の最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）

、株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）
その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知らることができる書面

ニ 当該子会社等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した

リ 最近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知らることができる書類

又 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四条の五第二項第十八号及び第二十五条の十六第四号を除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類

イ 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 当該子会社等の業務の内容を記載した書類

ハ 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知らることができる書類

ニ 当該子会社等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行

書面

- ホ 当該株式会社の事業開始後三事業年度における当該株式会社及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第三項第三号において同じ。）の収支及び連結自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書面
- 四 前各号に掲げるもののほか、法第四条第二項の規定により審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 2 長期信用銀行以外の株式会社が従前の目的を変更して長期信用銀行の業務を営むため法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、前項各号に掲げる書面（同項第二号ハ及びニに掲げる書面を除く。）のほか、次に掲げる書面を免許申請書に添付しなければならない。
- 一 (略)
- 二 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにした書面
- 三 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- 3 内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条第二項の規定により審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。
- 一 預金の受入れに代え債券を発行して設備資金又は長期運転資金に関する貸付けをすることを主たる業務とする営業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）の資本金の額

- ホ 当該株式会社の営業開始後三営業年度における当該株式会社及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第三項第三号において同じ。）の収支及び連結自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書類
- 四 前各号に掲げるもののほか、法第四条第二項の規定により審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- 2 長期信用銀行以外の株式会社が従前の目的を変更して長期信用銀行の業務を営むため法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類（同項第二号ハ及びニに掲げる書類を除く。）のほか、次に掲げる書類を免許申請書に添付しなければならない。
- 一 (略)
- 二 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにした書類
- 三 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書
- 3 内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条第二項の規定により審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。
- 一 預金の受入れに代え債券を発行して設備資金又は長期運転資金に関する貸付けをすることを主たる業務とする営業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）の資本の額が

が令第一条に規定する額以上であり、かつ、その営もうとする長期信用銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二 事業開始後三事業年度を経過するまでの間に申請者の一の事業年度における当期利益が見込まれること。

三 申請者並びに申請者及びその子会社等の自己資本の充実の状況が事業開始後三事業年度を経過するまでに適当となることが見込まれること。

四 (略)

(営業の免許の予備審査)

第二条 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする者は、前条に定めるところに準じた書面を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 法第十三条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書面の印刷又は製本を行う業務

五 十三 (略)

十四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書面の作成、整

令第一条に規定する額以上であり、かつ、その営もうとする長期信用銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二 営業開始後三営業年度を経過するまでの間に申請者の一の営業年度における当期利益が見込まれること。

三 申請者並びに申請者及びその子会社等の自己資本の充実の状況が営業開始後三営業年度を経過するまでに適当となることが見込まれること。

四 (略)

(営業の免許の予備審査)

第二条 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする者は、前条に定めるところに準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 法第十三条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五 十三 (略)

十四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整

理、保管、発送又は配送を行う業務

十五～二十六 (略)

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～十八の二 (略)

十八の三 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書面等の作成又は授受に関する業務

十九～三十九 (略)

3～9 (略)

（法第十三条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第四条の六 法第十三条の二第五項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該長期信用銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 長期信用銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の轉換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいい、当該長期信用銀行又はその子会

理、保管、発送又は配送を行う業務

十五～二十六 (略)

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～十八の二 (略)

十八の三 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務

十九～三十九 (略)

3～9 (略)

（法第十三条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第四条の六 法第十三条の二第五項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行又はその子会社が所有する商法第二百一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該長期信用銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 長期信用銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の轉換（当該長期信用銀行又はその子会社の請求による場合を除く。）

社の請求によるが場合を除く。第五条の七第一項第四号、第十六条第五号及び第二十五条の三第五号において同じ。）

五 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合又は分割

六・七 (略)

2 (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第四条の七 長期信用銀行は、子会社対象銀行等（法第十三条の二第六項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該長期信用銀行に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

ハ 株式交換により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

五 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の消却、併合又は分割

六・七 (略)

2 (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第四条の七 長期信用銀行は、子会社対象銀行等（法第十三条の二第六項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該長期信用銀行に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

ハ 株式交換により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録（商法第三百五十八条第一項の規定により株式交換契約書について株主総会の承認を得ないで株式交

換を行う場合には、取締役会の議事録)

(2) 株式交換契約の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書面

三 当該長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該長期信用銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該長期信用銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、第十八条の三第二号及び第三号、第二十一条第十二号、第二十一条の二第十一号、第二十二条第七号並びに第二十六条第一項において同じ。）の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る子会社対象銀行等に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

(2) 株式交換契約書

(3) 株式交換費用を記載した書類

三 当該長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 当該長期信用銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における当該長期信用銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、第十八条の三第二号及び第三号、第二十一条第十二号、第二十一条の二第十一号、第二十二条第七号並びに第二十六条第一項において同じ。）の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る子会社対象銀行等に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類

二 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（銀行法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。第十六条、第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二条において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした長期信用銀行（以下この項において「申請長期信用銀行」という。）の資本金の額が当該申請に係る子会社対象銀行等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二、六（略）

3、5（略）

（合併等の場合に催告を要しない債権者）

第五条 令第三条 及び銀行法施行令第七条 に規定する債権者で内閣府令で定めるものは、次に掲げる債権者とする。ただし、第二号か

二 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（銀行法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。第十六条、第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二条において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした長期信用銀行（以下この項において「申請長期信用銀行」という。）の資本金の額が当該申請に係る子会社対象銀行等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二、六（略）

3、5（略）

（合併等の場合に催告を要しない債権者）

第五条 令第三条 及び銀行法施行令第七条 に規定する債権者で内閣府令で定めるものは、次に掲げる債権者とする。ただし、第二号か

ら第六号までに掲げる債権者については、法第十四条の二第一項に規定する会社の会社分割（会社分割により事業を承継させる場合に限る。）の決議をした場合に限る。

一〇六（略）

（長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等）

第五条の二の三 法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一（略）

二 当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

イ・ロ（略）

ハ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

ホ その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超え

ら第六号までに掲げる債権者については、法第十四条の二第一項に規定する会社の分割（分割により営業を承継させる場合に限る。）の決議をした場合に限る。

一〇六（略）

（長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等）

第五条の二の三 法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一（略）

二 当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ・ロ（略）

ハ 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書（新設）

ニ その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超え

る議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

へ| 当該認可に係る法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録（これらに準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面）

ト| 主たる事務所の位置を記載した書面

チ| 業務の内容を記載した書面

リ| 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等計算書及その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ヌ| 当該長期信用銀行の議決権の保有に係る体制を記載した書面
ル| その保有する当該長期信用銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該長期信用銀行の議決権の数を記載した書類

ヲ| その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

三 当該認可後五事業年度におけるその保有する当該長期信用銀行の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリュウ（当該議決権の保有を直接又は間接の原

る議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ホ| 当該認可に係る法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）以下この号において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録

へ| 主たる事務所の位置を記載した書類

ト| 業務の内容を記載した書類

チ| 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

リ| 当該長期信用銀行の議決権の保有に係る体制を記載した書類
ヌ| その保有する当該長期信用銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該長期信用銀行の議決権の数を記載した書類

ル| その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

三 当該認可後五営業年度におけるその保有する当該長期信用銀行の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリュウ（当該議決権の保有を直接又は間接の原

因とする収入又は支出の増加及び減少のそれぞれを当該議決権の取得資金に係るそれぞれに対応する期間の金利を用いて現在価値として割り引いて得た値を合計した値をいう。第三項において同じ。）を記載した書面

四 前号のネットプレゼントバリューに係るストレステスト（ネットプレゼントバリューの計算の前提となる事項について当該事項の過去の一定期間の変化その他の合理的な範囲での変化があったものとして、当該ネットプレゼントバリューとは異なる値を別途計算することをいう。第三項において同じ。）の結果を記載した書面

五 (略)

六 その他法第十六条の二の三第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書面並びに次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び営んでいる事業又は職業を記載した書面

二 その保有する当該長期信用銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該長期信用銀行の議決権の数を記載

因とする収入又は支出の増加及び減少のそれぞれを当該議決権の取得資金に係るそれぞれに対応する期間の金利を用いて現在価値として割り引いて得た値を合計した値をいう。第三項において同じ。）を記載した書類

四 前号のネットプレゼントバリューに係るストレステスト（ネットプレゼントバリューの計算の前提となる事項について当該事項の過去の一定期間の変化その他の合理的な範囲での変化があったものとして、当該ネットプレゼントバリューとは異なる値を別途計算することをいう。第三項において同じ。）の結果を記載した書類

五 (略)

六 その他法第十六条の二の三第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類並びに次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び営んでいる事業又は職業を記載した書類

二 その保有する当該長期信用銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該長期信用銀行の議決権の数を記載

した書面

三 当該者が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

四 その他法第十六条の二の三第二号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第十六条の二の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この項において「設立法人」という。)に関する次に掲げる書面(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面)

イ (略)

ロ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

ニ その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍

した書類

三 当該者が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

四 その他法第十六条の二の三第二号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第十六条の二の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この項において「設立法人」という。)に関する次に掲げる書類(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)

イ (略)

ロ 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書
(新設)

ハ その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍

及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

ホ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面）

ヘ 主たる事務所の位置を記載した書面

ト 業務の内容を記載した書面

チ 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができるとする書面

リ 当該長期信用銀行の議決権の保有に係る体制を記載した書面
ヌ その保有する当該長期信用銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該長期信用銀行の議決権の数を記載した書類

ル その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

三 当該設立後五事業年度におけるその保有する当該長期信用銀行の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼンテーションを記載した書面

四 前号のネットプレゼンテーションに係るストレステストの結果

及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ニ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録（当該設立法人が商法第三百七十四条ノ六第一項の規定により分割計画書について株主総会の承認を得ないで設立される場合には、これに関する取締役会の議事録））

ホ 主たる事務所の位置を記載した書類

ヘ 業務の内容を記載した書類

ト 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができるとする書類

チ 当該長期信用銀行の議決権の保有に係る体制を記載した書類
リ その保有する当該長期信用銀行の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該長期信用銀行の議決権の数を記載した書類

ヌ その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

三 当該設立後五事業年度におけるその保有する当該長期信用銀行の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼンテーションを記載した書類

四 前号のネットプレゼンテーションに係るストレステストの結果

を記載した書類

五 (略)

六 その他法第十六条の二の三第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

4 (略)

5 法第十六条の二の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 当該長期信用銀行の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該長期信用銀行の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 当該長期信用銀行が株式の転換（当該株式がその発行会社に取り得られ、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。第五条の二の六第四項第五号において同じ。）を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該長期信用銀行の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）

五 当該長期信用銀行が株式の併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

六〇八 (略)

6 (略)

を記載した書類

五 (略)

六 その他法第十六条の二の三第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

4 (略)

5 法第十六条の二の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 当該長期信用銀行の商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該長期信用銀行の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 当該長期信用銀行が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該長期信用銀行の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）

五 当該長期信用銀行が株式の消却、併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

六〇八 (略)

6 (略)

(長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になるうとする場合の予備審査)

第五条の二の四 長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者にならうとする者又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人を設立しようとする者は、法第十六条の二の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項、第二項又は第三項に定めるところに準じた書面を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(特定主要株主に係る認可の申請)

第五条の二の五 特定主要株主(法第十六条の二の二第二項に規定する特定主要株主をいう。)は、同項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 第五条の二の三第一項第二号ハ、ニ、ヘからリまで及びル並びに同項第三号から第六号までに掲げる書面

三 その保有する当該長期信用銀行の議決権の数を記載した書面

2 (略)

(長期信用銀行を子会社とする持株会社にならうとする場合の認可の申請等)

(長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になるうとする場合の予備審査)

第五条の二の四 長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者にならうとする者又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人を設立しようとする者は、法第十六条の二の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項、第二項又は第三項に定めるところに準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(特定主要株主に係る認可の申請)

第五条の二の五 特定主要株主(法第十六条の二の二第二項に規定する特定主要株主をいう。)は、同項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 第五条の二の三第一項第二号ハ、ニ、ヘからリまで及びル並びに同項第三号から第六号までに掲げる書類

三 その保有する当該長期信用銀行の議決権の数を記載した書類

2 (略)

(長期信用銀行を子会社とする持株会社にならうとする場合の認可の申請等)

第五条の二の六 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(委員会設置会社)にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

ホ 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する議決権の数を記載した書面

ヘ 当該認可に係る法第十六条の二の四第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録(会社法第三百七十条の規定により取締役の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。)

ト 事務所の位置を記載した書面

第五条の二の六 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(委員会等設置会社)にあつては、取締役及び執行役)の履歴書
(新設)

ニ 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ホ 当該認可に係る法第十六条の二の四第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録

ヘ 事務所の位置を記載した書類

チ| 業務の内容を記載した書面

リ| 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができるとする書面

又| 当該会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書面
ル| 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

三 当該会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等又は銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

ハ 前号ト及びチに掲げる書面

四 当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（銀行法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条、第五条の九、第二十五条の八の二第一項第三号及び第四号、第二十五条の十第一項第九号、第二十五条の十の二第一項第九号、第二十五条の十一第一項第六号並びに第二十六条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面

ト| 業務の内容を記載した書類

チ| 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができるとする書類

又| 当該会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書類
ル| 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

三 当該会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等又は銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 役員の役職名及び氏名を記載した書類

ハ 前号ト及びチに掲げる書類

四 当該認可後三営業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（銀行法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条、第五条の九、第二十五条の八の二第一項第三号及び第四号、第二十五条の十第一項第九号、第二十五条の十の二第一項第九号、第二十五条の十一第一項第六号並びに第二十六条第三項において同じ。）の見込みを記載した書類

五 当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この条、第五条の六、第五条の九、第二十五条の四及び第二十五条の十から第二十五条の十一までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条、第五条の九、第二十五条の四及び第二十五条の十から第二十五条の十一までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書面

イ 定款

ロ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与

五 当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この条、第五条の六、第五条の九、第二十五条の四及び第二十五条の十から第二十五条の十一までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条、第五条の九、第二十五条の四及び第二十五条の十から第二十五条の十一までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

イ 定款

ロ 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

(新設)

が)法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

ニ 株主となる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する議決権の数を記載した書面

ホ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録(当該設立会社が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面)

ヘ 事務所の位置を記載した書面

ト 業務の内容を記載した書面

チ 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

リ 当該設立会社が行う子会社(子会社となる会社を含む。以下この項及び次項において同じ。)の経営管理に係る体制を記載した書類

ヌ 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

三 当該設立会社の子会社等に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ハ 株主となる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ニ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録(当該設立会社が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録(当該設立法人が商法第三百七十四条ノ六第一項の規定により分割計画書について株主総会の承認を得ないで設立される場合には、これに関する取締役会の議事録))

ホ 事務所の位置を記載した書類

ト 業務の内容を記載した書類

チ 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

リ 当該設立会社が行う子会社(子会社となる会社を含む。以下この項及び次項において同じ。)の経営管理に係る体制を記載した書類

ヌ 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

三 当該設立会社の子会社等に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）の役職名及び氏名を記載した書面

ハ 業務の内容を記載した書面

ニ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができるとが記載した書面

四 当該設立後三事業年度における設立会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

五 当該設立により、設立会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「申請者等」という。）及びその子会社等の収支が当該認可後又は設立後三事業年度において良好に推移することが見込まれること。

二 申請者等及びその子会社等に係る連結自己資本比率が当該認可後又は設立後三事業年度において適正な水準となることが見込まれること。

ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）の役職名及び氏名を記載した書類

ハ 業務の内容を記載した書類

ニ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができるとが記載した書類

四 当該設立後三営業年度における設立会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

五 当該設立により、設立会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「申請者等」という。）及びその子会社等の収支が当該認可後又は設立後三営業年度において良好に推移することが見込まれること。

二 申請者等及びその子会社等に係る連結自己資本比率が当該認可後又は設立後三営業年度において適正な水準となることが見込まれること。

三 (略)

4 法第十六条の二の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 当該長期信用銀行の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加(当該長期信用銀行の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 (略)

六 当該長期信用銀行が株式の併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七・八 (略)

5・6 (略)

(長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の予備審査)

第五条の三 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項又は第二項に定めるところに準じた書面を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めめることができる。

三 (略)

4 法第十六条の二の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 当該長期信用銀行の商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加(当該長期信用銀行の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 (略)

六 当該長期信用銀行が株式の消却、併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七・八 (略)

5・6 (略)

(長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の予備審査)

第五条の三 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項又は第二項に定めるところに準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めめることができる。

(特定持株会社に係る届出事項等)

第五条の四 (略)

2 特定持株会社(法第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、法第十六条の二の四第二項の規定による届出(特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社(銀行法施行令第十六条の四に規定する長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。))である場合にあつては、銀行法施行令第十六条の五の規定による届出(をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。)

一 三 (略)

3・4 (略)

5 特定持株会社は、法第十六条の二の四第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた時期を記載した書面

三 当該特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるために講じた措置又は長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた事由を記載した書面

(特定持株会社に係る届出事項等)

第五条の四 (略)

2 特定持株会社(法第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、法第十六条の二の四第二項の規定による届出(特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社(銀行法施行令第十六条の四に規定する長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。))である場合にあつては、銀行法施行令第十六条の五の規定による届出(をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。)

一 三 (略)

3・4 (略)

5 特定持株会社は、法第十六条の二の四第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた時期を記載した書類

三 当該特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるために講じた措置又は長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた事由を記載した書類

(特定持株会社に係る認可の申請)

第五条の五 特定持株会社は、法第十六条の二の四第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第五条の二の六第一項第二号ハ、ニ及びヘからヌまで並びに同項第三号から第六号までに掲げる書面

2 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 法第十六条の四第一項第十号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一〜三 (略)

四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書面の印刷又は製本を行う業務

五〜十三 (略)

十四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書面の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五〜二十六 (略)

2〜7 (略)

(法第十六条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

(特定持株会社に係る認可の申請)

第五条の五 特定持株会社は、法第十六条の二の四第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第五条の二の六第一項第二号ハ、ニ及びヘからヌまで並びに同項第三号から第六号までに掲げる書類

2 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 法第十六条の四第一項第十号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一〜三 (略)

四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五〜十三 (略)

十四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五〜二十六 (略)

2〜7 (略)

(法第十六条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第五条の七 法第十六条の四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行持株会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換

五 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合又は分割

六・七 (略)

2 (略)

(長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第三項の規定による長期信用銀行等（同項に規定する長期信用銀行等をいう。）

以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面

第五条の七 法第十六条の四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行持株会社又はその子会社が所有する商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

五 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の消却、併合又は分割

六・七 (略)

2 (略)

(長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第三項の規定による長期信用銀行等（同項に規定する長期信用銀行等をいう。）

以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書類

イ 当該長期信用銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

ロ 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

ハ 株式交換により長期信用銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交換契約の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書面

三 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号、次項及び第二十六条第三項において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況をj知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る長期信用銀行等に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

イ 当該長期信用銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

ロ 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

ハ 株式交換により長期信用銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録

(2) 株式交換契約書

(3) 株式交換費用を記載した書類

三 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号、次項及び第二十六条第三項において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況をj知ることができる書類

ロ 当該認可後における当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る長期信用銀行等に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近の業務、財産及び損益を知ることができる書類

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）の役職名及び氏名を記載した書面

五 当該認可に係る長期信用銀行等を子会社とすることにより、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

255 (略)

（密接な関係を有する会社等）

第五条の十二 銀行法第三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める会社等は、次に掲げる会社等とする。

一 当該会社等が他の会社等の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等

二 他の会社等が当該会社等の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等

2 前項の場合において、他の会社等によつてその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有されている会社等が保有する議決権は、当該他の会社等が保有する議決権とみなす。

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近の業務、財産及び損益を知ることができる書類

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）の役職名及び氏名を記載した書類

五 当該認可に係る長期信用銀行等を子会社とすることにより、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

255 (略)

（密接な関係を有する会社等）

第五条の十二 銀行法第三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める会社等は、次に掲げる会社等とする。

一 当該会社等が他の会社等の総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等

二 他の会社等が当該会社等の総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等

2 前項の場合において、他の会社等によつてその総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を保有されている会社等が保有する議決権は、当該他の会社等が保有する議決権とみなす。

(資本金)の額の減少の認可の申請)

第六条 長期信用銀行は、銀行法第五条第三項の規定による資本金の額の減少の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 資本金の額の減少の方法を記載した書面

三 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
四 (略)

五 会社法第四百四十九条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

(商号変更の認可の申請等)

第七条 長期信用銀行は、銀行法第六条第三項の規定による商号変更

(資本)の額の減少の認可の申請)

第六条 長期信用銀行は、銀行法第五条第三項の規定による資本の額の減少の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 資本の額の減少の方法を記載した書類

三 株主総会の議事録
四 (略)

五 商法第三百七十六条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は資本の額の減少をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

六 株式の併合をする場合には、商法第二百五条第一項(株式の併合の手続)の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

(商号変更の認可の申請等)

第七条 長期信用銀行は、銀行法第六条第三項の規定による商号変更

の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第八条 長期信用銀行の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、銀行法第七条第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該長期信用銀行を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 長期信用銀行及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

四 長期信用銀行と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

五 当該他の会社の定款(これに準ずるものを含む。)、最終の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

2 (略)

(営業所等の設置等の届出等)

の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第八条 長期信用銀行の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、銀行法第七条第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該長期信用銀行を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 長期信用銀行及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書類

四 長期信用銀行と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書類

五 当該他の会社の定款(これに準ずるものを含む。)、最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

2 (略)

(営業所等の設置等の届出等)

第十条 (略)

2 長期信用銀行は、銀行法第八条第一項の規定による営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

3 長期信用銀行は、銀行法第八条第一項の規定による代理店の設置又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

(外国における営業所の設置等の認可の申請等)

第十条の二 長期信用銀行は、銀行法第八条第二項の規定による外国における営業所の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 種類の変更をする場合には、当該営業所の最近の業況を記載した書面

四 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 3 4 (略)

(外国における代理店の設置等の認可の申請等)

第十条 (略)

2 長期信用銀行は、銀行法第八条第一項の規定による営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

3 長期信用銀行は、銀行法第八条第一項の規定による代理店の設置又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

(外国における営業所の設置等の認可の申請等)

第十条の二 長期信用銀行は、銀行法第八条第二項の規定による外国における営業所の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 種類の変更をする場合には、当該営業所の最近の業況を記載した書類

四 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 3 4 (略)

(外国における代理店の設置等の認可の申請等)

第十条の三 長期信用銀行は、銀行法第八条第二項の規定による外国における代理店の設置又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2～4 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～三 (略)

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条において「商品情報」という。)を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ～ヌ (略)

五・六 (略)

2 長期信用銀行は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法(法二十五条第三号の二に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において

第十条の三 長期信用銀行は、銀行法第八条第二項の規定による外国における代理店の設置又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2～4 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～三 (略)

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条において「商品情報」という。)を記載した書類を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ～ヌ (略)

五・六 (略)

2 長期信用銀行は、前項第四号の規定による書類の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的

、当該長期信用銀行は、当該書面を交付したものとみなす。

方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該長期信用銀行は、当該書類を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 長期信用銀行の使用に係る電子計算機と預金者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された商品情報を電気通信回線を通じて預金者等の閲覧に供し、当該預金者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに商品情報を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに商品情報を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、預金者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、長期信用銀行の使用に係る電子計算機と、預金者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(削る)

(削る)

3 | 長期信用銀行は、前項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

4 | (略)

(特定取引勘定)

第十二条の四の三 (略)

2 | (略)

3 | 特定取引勘定を設けた長期信用銀行（以下「特定取引勘定設置長期信用銀行」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二十六条第四項第一号ホに掲げる書面に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

一・二 (略)

4 | (略)

5 | 特定取引勘定設置長期信用銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時に於いて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融

5 | 長期信用銀行は、第二項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち長期信用銀行が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

6 | (略)

(特定取引勘定)

第十二条の四の三 (略)

2 | (略)

3 | 特定取引勘定を設けた長期信用銀行（以下「特定取引勘定設置長期信用銀行」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二十六条第四項第一号ホに掲げる書類に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

一・二 (略)

4 | (略)

5 | 特定取引勘定設置長期信用銀行は、特定取引のうち営業年度終了の時に於いて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融

先物取引所又は同条第十一項に規定する海外金融先物市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものである場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二 金利先渡取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、直物為替先渡取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により事業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

三 オプション取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 (略)

合) (信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十三条の三 (略)

2 銀行法施行令第四条第七項第四号に規定する内閣府令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一 (略)

先物取引所又は同条第十一項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものである場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二 金利先渡取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、直物為替先渡取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額（営業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により営業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

三 オプション取引 当該取引の営業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（営業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、営業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 (略)

合) (信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十三条の三 (略)

2 銀行法施行令第四条第七項第四号に規定する内閣府令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一 (略)

二 当該長期信用銀行の資本金の減少により一時的に自己資本の額が減少すること（増資等により信用供与等限度額を超えることとなる状態が速やかに解消される場合に限る。）。

三 (略)

3 長期信用銀行は、銀行法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与等の額が同項本文に規定する信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書面

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十三条の六 (略)

2 長期信用銀行は、銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による当該長期信用銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十三条の三第三項各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（長期信用銀行の特定関係者）

二 当該長期信用銀行の資本の減少により一時的に自己資本の額が減少すること（増資等により信用供与等限度額を超えることとなる状態が速やかに解消される場合に限る。）。

三 (略)

3 長期信用銀行は、銀行法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与等の額が同項本文に規定する信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十三条の六 (略)

2 長期信用銀行は、銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による当該長期信用銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十三条の三第三項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（長期信用銀行の特定関係者）

第十三条の七 銀行法施行令第四条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二・三 （略）

2 銀行法施行令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財

第十三条の七 銀行法施行令第四条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二・三 （略）

2 銀行法施行令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当

務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二・三 (略)

3 (略)

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第十三条の九 長期信用銀行は、銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 (略)

(休日の承認の申請等)

第十四条 長期信用銀行は、銀行法施行令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 銀行法施行令第五条第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2 (略)

該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二・三 (略)

3 (略)

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第十三条の九 長期信用銀行は、銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 (略)

(休日の承認の申請等)

第十四条 長期信用銀行は、銀行法施行令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 銀行法施行令第五条第三項の規定による掲示の方法を記載した書類

2 (略)

(臨時休業の届出等)

第十五条の二 長期信用銀行は、銀行法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 銀行法第十六条第一項の規定による掲示の方法を記載した書面

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2・3 (略)

(銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 長期信用銀行又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得(当該長期信用銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 長期信用銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換

(臨時休業の届出等)

第十五条の二 長期信用銀行は、銀行法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 銀行法第十六条第一項の規定による掲示の方法を記載した書類

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2・3 (略)

(銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 長期信用銀行又はその子会社が所有する商法第二百十一条第二項の株式又は持分に係る議決権の取得(当該長期信用銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 長期信用銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該長期信用銀行又はその子会社の請求による場合を除く。)

六 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合又は分割

七〇十一 (略)

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第十六条の二 長期信用銀行は、銀行法第十六条の三第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を

六 長期信用銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の消却、併合又は分割

七〇十一 (略)

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第十六条の二 長期信用銀行は、銀行法第十六条の三第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を

超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十六条の二の二 (略)

2 銀行法第十六条の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該長期信用銀行が銀行法第三十条第二項の認可を受けて吸収会社分割により他の長期信用銀行又は銀行の事業を承継した場合
- 二 当該長期信用銀行が銀行法第三十条第二項の認可を受けて吸収会社分割により事業を承継したことにより他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

3 (略)

(業務報告書等)

第十七条 銀行法第十九条第一項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び短期資金に関する貸付

超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十六条の二の二 (略)

2 銀行法第十六条の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該長期信用銀行が銀行法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により他の長期信用銀行又は銀行の営業を承継した場合
- 二 当該長期信用銀行が銀行法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

3 (略)

(業務報告書等)

第十七条 銀行法第十九条第一項の規定による中間業務報告書は、営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間営業概況書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び短期資金に関する貸付

金等の限度に関する書面に分けて、別紙様式第一号（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第一号の二）により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書及び短期資金に関する貸付金等の限度に関する書面に分けて、別紙様式第二号（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第二号の二）により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

3 銀行法第十九条第二項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等という。第二十六条第一項において同じ。）の業務及び財産の状況について、中間事業概況書及び中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第三号により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

4 銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書は、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、別紙様式第三号の二により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

5 〽 7 (略)

(貸借対照表等の公告)

第十八条 銀行法第二十条第一項の規定により作成すべき中間貸借対

金等の限度に関する書面に分けて、別紙様式第一号（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第一号の二）により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書は、営業概況書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書及び短期資金に関する貸付金等の限度に関する書面に分けて、別紙様式第二号（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第二号の二）により作成し、営業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

3 銀行法第十九条第二項の規定による中間業務報告書は、営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等という。第二十六条第一項において同じ。）の業務及び財産の状況について、中間営業概況書及び中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第三号により作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

4 銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書は、営業概況書及び連結財務諸表に分けて、別紙様式第三号の二により作成し、営業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

5 〽 7 (略)

(貸借対照表等の公告)

第十八条 銀行法第二十条第一項本文の規定により長期信用銀行が公

照表等（銀行法第二十条第一項に規定する中間貸借対照表等という。第六項において同じ。）は別紙様式四号第一（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式四号の二第一）により、貸借対照表等（銀行法第二十条第一項に規定する貸借対照表等という。第六項において同じ。）は別紙様式四号の三第一（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式四号の四第一）により作成しなければならない。

2 | 法第十七条において準用する銀行法第二十条第二項の規定により作成すべき中間連結貸借対照表等（銀行法第二十条第二項に規定する中間連結貸借対照表をいう。）は別紙様式第五号第一により、連結貸借対照表等（銀行法第二十条第二項に規定する連結貸借対照表等をいう。）は別紙様式五号の二第一により作成しなければならない。

3 | 銀行法第二十条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものとす。

4 | 長期信用銀行は、銀行法第二十条第四項ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

5 | 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行が銀行法第二十条第四項ただし書の規定による公告の延期をすることについてやむを得ないと認められる

告をする中間貸借対照表等は、別紙様式第四号（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第四号の二）、貸借対照表等は、別紙様式第四号の三（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第四号の四）により作成しなければならない。

2 | 長期信用銀行は、銀行法第二十条第一項ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

3 | 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行が銀行法第二十条第一項ただし書の規定による公告の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

4 | 銀行法第二十条第二項本文の規定により長期信用銀行が公告をする中間連結貸借対照表等は、別紙様式第五号、連結貸借対照表等は、別紙様式第五号の二により作成しなければならない。

5 | 第二項及び第三項の規定は、銀行法第二十条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認について準用する。

理由があるかどうかを審査するものとする。

6 | 銀行法第二十条第五項の規定により長期信用銀行が公告すべき中間貸借対照表等の要旨は別紙様式第四号第二（特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式四号の二第二）に、貸借対照表等の要旨は別紙様式四号三第二（特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式四号の四第二）に、中間連結貸借対照表等の要旨は別紙様式五号第二に、連結貸借対照表等の要旨は別紙様式五号の二第二に定めるものとする。

7 | 銀行法第二十条第六項の規定にする電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 | 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ | 送信者に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ | 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 | 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

8 | 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力する

ことにより書面を作成することができないものでなければならぬ。

9 銀行法第二十条第六項の規定による措置は、第七項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行わなければならない。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する中間事業年度及び事業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。))にあつては、第一号イ及びハからヘまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。)とする。

一 長期信用銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名(会計参与が

法人であるときは、当該会計参与の名称又はその職務を行うべき社員の氏名)

ホ・ト (略)

二 (略)

三 長期信用銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する中間営業年度及び営業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間営業年度に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。))にあつては、第一号イ及びハからヘまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。)とする。

一 長期信用銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名

(新設)

ニ・ヘ (略)

二 (略)

三 長期信用銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
イ 直近の中間営業年度又は営業年度における営業の概況

ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（14から17までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

(1)～(17) (略)

ハ 直近の二中間事業年度又は二事業年度における業務の状況を示す指標として別表に掲げる事項

四 (略)

五 長期信用銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び株主資本等変動計算書

ロ～ト (略)

チ 銀行法第二十条第一項の規定により作成した書類について会社法第三百九十六条による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

リ 長期信用銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び株主資本等変動計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

又 (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店に係る銀行法第二十一条第一項前段に規定する中間事業年度及び事業年度に係る説明書類に

ロ 直近の三中間営業年度及び二営業年度又は直近の五営業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（14から17までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

(1)～(17) (略)

ハ 直近の二中間営業年度又は二営業年度における業務の状況を示す指標として別表に掲げる事項

四 (略)

五 長期信用銀行の直近の二中間営業年度又は二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

ロ～ト (略)

チ 銀行法第二十条第一項の規定により作成した書類について商法特例法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

リ 長期信用銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

又 (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店に係る銀行法第二十一条第一項前段に規定する中間営業年度及び営業年度に係る説明書類に

記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

3 (略)

第十八条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する中間事業年度及び事業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度に係る説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）とする。

一 長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等（銀行法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。

以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

二 長期信用銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間事業年度又事業年度における事業の概況

ロ (略)

三 長期信用銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は

記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

3 (略)

第十八条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する中間営業年度及び営業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間営業年度に係る説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）とする。

一 長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等（銀行法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。

以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

二 長期信用銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間営業年度又営業年度における営業の概況

ロ (略)

三 長期信用銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結剰余

連結株主資本等変動計算書

ロ〜ニ (略)

ホ 銀行法第二十条第二項の規定により作成した書類について会社法第三百九十六条による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ヘ 長期信用銀行が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト (略)

第十八条の四 長期信用銀行は、銀行法第二十条第一項又は第二項及び銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類（以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該長期信用銀行の中間事業年度及び事業年度経過後四月以内に開始し、当該中間事業年度及び事業年度の翌中間事業年度及び翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 長期信用銀行は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

金計算書

ロ〜ニ (略)

ホ 銀行法第二十条第二項の規定により作成した書類について商法特例法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ヘ 長期信用銀行が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結剰余金計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト (略)

第十八条の四 長期信用銀行は、銀行法第二十条第一項又は第二項及び銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類（以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該長期信用銀行の中間営業年度及び営業年度経過後四月以内に開始し、当該中間営業年度及び営業年度の翌中間営業年度及び翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 長期信用銀行は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3・4 (略)

第十八条の六 銀行法第二十一条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(事業報告等の記載事項)

第十九条 銀行法第二十二条の規定による事業報告は、別紙様式第六号(特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第六号の二)により作成しなければならない。

2 (略)

(合併の認可の申請)

第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

3・4 (略)

(新設)

(営業報告書等の記載事項)

第十九条 銀行法第二十二条の規定による営業報告書は、別紙様式第六号(特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第六号の二)により作成しなければならない。

2 (略)

(合併の認可の申請)

第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録(商法第四百十三条ノ三第一項(簡易な合併手続の要件)の規定により合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する長期信用銀行にあつては、取締役会の議事録及び商法第四百十三条ノ三第五項の規定による株式買収の請求をした株主に関する事項を記載した書面)

- 三 合併契約の内容を記載した書面
- 四 合併費用を記載した書面
- 五 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに最近の日計表
- 六 会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項（第三号を除き、同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第三項（同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するそれがないことを証する書面
- 七 合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社であるときは、会社法第二百十九條第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

- 三 合併契約書
- 四 合併費用を記載した書類
- 五 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びに最近の日計表
- 六 商法第四百十二條第一項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における長期信用銀行にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したことを又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
- 七 株式の併合をする場合には、商法第二百五條第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

七の二 合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条第二項の規定による届出をしたことを証明する書類

九 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行の定款、取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書類並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類

九の二 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が会計参与設置会社である場合には、当該長期信用銀行の会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

十 合併後存続する会社又は合併により設立される会社が長期信用銀行である場合には、法第十五条に規定する業務の継続に関する事項を記載した書類

十一 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期

（新設）

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条第二項の規定による届出をしたことを証明する書類

九 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行の定款、取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書類並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類

（新設）

十 合併後存続する会社又は合併により設立される会社が長期信用銀行である場合には、法第十五条に規定する業務の継続に関する事項を記載した書類

十一 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期

信用銀行が当該合併により子会社対象会社（法第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次条第十号及び第二十二条第九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四条の七第一項第四号に掲げる書面

十二 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）を有する場合には、当該長期信用銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

十三 合併後存続する長期信用銀行若しくは合併により設立される長期信用銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十四 合併の当事者の一部が長期信用銀行でない場合には、当該長期信用銀行でない当事者の従前の定款及び第五号に掲げる書面

（会社分割の認可の申請）

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

信用銀行が当該合併により子会社対象会社（法第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次条第十号及び第二十二条第九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四条の七第一項第四号に掲げる書類

十二 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）を有する場合には、当該長期信用銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

十三 合併後存続する長期信用銀行若しくは合併により設立される長期信用銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四 合併の当事者の一部が長期信用銀行でない場合には、当該長期信用銀行でない当事者の従前の定款及び第五号に掲げる書類

（分割の認可の申請）

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録（商法第三百七十四条ノ六第一項、第三百七

- 三 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面
- 四 会社分割費用を記載した書面
- 五 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに最近の日計表
- 六 会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項の規定による公告及び催告(同法第七百八十九條第三項若しくは第七百九十九條第三項又は第八百十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告(同法第七百八十九條第三項又は第八百十條第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 七 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百九十九條第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
- 七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であ

- 十四條ノ二十二第一項又は第三百七十四條ノ二十三第一項の規定により分割計画書又は分割契約書について株主總會の承認を得ないで分割を行う長期信用銀行にあつては、取締役會の議事録)
- 三 分割計画書又は分割契約書
- 四 分割費用を記載した書類
- 五 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びに最近の日計表
- 六 商法第三百七十四條ノ四第一項又は第三百七十四條ノ二十第一項の規定による公告及び催告(同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における長期信用銀行にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は分割をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
- 七 株式の併合をする場合には、商法第二百五條第一項(株式の併合の手續)の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

(新設)

つて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第十号に規定する場合には、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を發行してないことを証する書面

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の第二項又は第三項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面

九 当該会社分割を行った後における長期信用銀行の定款、取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二 当該会社分割を行った後における長期信用銀行が会計参与設置会社である場合には、当該長期信用銀行の会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

十 当該会社分割により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四条の七第一項第四号に掲げる書面

十一 当該会社分割を行った後における長期信用銀行が子会社等を有する場合には、当該長期信用銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の第二項又は第三項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

九 当該分割を行った後における長期信用銀行の定款、取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書類並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類

（新設）

十 当該分割により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四条の七第一項第四号に掲げる書類

十一 当該分割を行った後における長期信用銀行が子会社等を有する場合には、当該長期信用銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

十二 当該会社分割により当該長期信用銀行の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面

十三 当該会社分割により長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十四 会社分割の当事者の一部が長期信用銀行でない場合には、当該長期信用銀行でない当事者の従前の定款及び第五号の書類

十五 長期信用銀行が吸収分割により事業を承継する場合には、法第十五条に規定する業務の継続に関する事項を記載した書面

(事業譲渡等の認可の申請)

第二十二条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第三項の規定による事業の譲渡若しくは譲受け又は同条第四項の規定による事業の譲受け(以下この条において「事業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三 事業譲渡等の契約の内容を記載した書面書

四 (略)

十二 当該分割により当該長期信用銀行の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

十三 当該分割により長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四 分割の当事者の一部が長期信用銀行でない場合には、当該長期信用銀行でない当事者の従前の定款及び第五号の書類

十五 長期信用銀行が吸収分割により営業を承継する場合には、法第十五条に規定する業務の継続に関する事項を記載した書類

(営業譲渡等の認可の申請)

第二十二条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第三項の規定による営業の譲渡若しくは譲受け又は同条第四項の規定による事業の譲受け(以下この条において「営業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該営業譲渡等が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録

三 営業譲渡等の契約書

四 (略)

- 五 銀行法第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による公告及び催告（同法第三十四条第三項（同法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該事業譲渡等をしてても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 六 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面
- 七 当該事業譲渡等を行つた後における長期信用銀行が子会社等を有する場合には、当該長期信用銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- 八 当該事業の譲渡により当該長期信用銀行の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面
- 九 当該事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四条の七第一項第四号に掲げる書類
- 十 当該事業の譲受けにより長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載し

- 五 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十五条の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における長期信用銀行にあつては、これらの公告）又は銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は営業譲渡等をしててもその者を害するおそれがないことを証する書面
- 六 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類
- 七 当該営業譲渡等を行つた後における長期信用銀行が子会社等を有する場合には、当該長期信用銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 八 当該営業の譲渡により当該長期信用銀行の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類
- 九 当該営業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四条の七第一項第四号に掲げる書類
- 十 当該営業の譲受けにより長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載し

た書類

十一 長期信用銀行が事業を譲り受ける場合には、法第十五条に規定する業務の継続に関する事項を記載した書面

(削る)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十三条 長期信用銀行は、銀行法第三十七条第一項の規定による長期信用銀行の業務の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 長期信用銀行の業務の廃止又は解散

イ〜ハ (略)

ニ 資産及び負債の内容を明らかにした書面

ホ 債権債務の処理の方法を記載した書面

二 合併

イ 第二十一条各号(第九号、第九号の二及び第十号を除く。)に掲げる書面

ロ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社の定款並

た書類

十一 長期信用銀行が営業又は事業を譲り受ける場合には、法第十五条に規定する業務の継続に関する事項を記載した書類

十二 商法第二百四十五条ノ五第一項(簡易な営業の譲受けの手続)

()の規定により総会の決議を経ないで営業又は事業の全部の譲受けを行う長期信用銀行にあつては、最終の貸借対照表及び商法第二百四十五条ノ五第三項の規定による株式買取の請求をした株主に
に関する事項を記載した書面

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十三条 長期信用銀行は、銀行法第三十七条第一項の規定による長期信用銀行の業務の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 長期信用銀行の業務の廃止又は解散

イ〜ハ (略)

ニ 資産及び負債の内容を明らかにした書類

ホ 債権債務の処理の方法を記載した書類

二 合併

イ 第二十一条各号(第九号及び第十号を除く。)に掲げる書類

ロ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社の定款並

びに取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

- ハ 合併後存続する長期信用銀行は合併により設立される長期信用銀行が会計参与設置会社である場合には、当該長期信用銀行の会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革及びその職務を行うべき社員の履歴書）
- ニ 債権債務の処理の方法を記載した書面

（長期信用銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請）

第二十五条の二の四 長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては執行役、外国所在長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては当該外国所在長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者。次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の十九第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該長期信用銀行持株会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 長期信用銀行持株会社及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

びに取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

- ハ 債権債務の処理の方法を記載した書類

（長期信用銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請）

第二十五条の二の四 長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては執行役、外国所在長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては当該外国所在長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者。次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の十九第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該長期信用銀行持株会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 長期信用銀行持株会社及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書類

<p>四 長期信用銀行持株会社又はその子会社と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面</p> <p>五 当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面</p> <p>2 (略)</p> <p>(長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)</p> <p>第二十五条の二の五 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十二第一項ただし書の規定による当該長期信用銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同項本文に規定する長期信用銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十三条の三第三項各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>(銀行法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由)</p> <p>第二十五条の三 銀行法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p>	<p>四 長期信用銀行持株会社又はその子会社と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書類</p> <p>五 当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類</p> <p>2 (略)</p> <p>(長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)</p> <p>第二十五条の二の五 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十二第一項ただし書の規定による当該長期信用銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同項本文に規定する長期信用銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十三条の三第三項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>(銀行法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由)</p> <p>第二十五条の三 銀行法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p>
--	--

一〇三 (略)

四 長期信用銀行持株会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得(当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換

六 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合又は分割

七〇十 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第二十五条の四 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十

四第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の

一〇三 (略)

四 長期信用銀行持株会社又はその子会社が所有する商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得(当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の請求による場合を除く。)

六 長期信用銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の消却、併合又は分割

七〇十 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第二十五条の四 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十

四第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の

方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第二十五条の五 (略)

2 銀行法第五十二条の二十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したことにより長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

3 銀行法第五十二条の二十四第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の三五第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

(長期信用銀行持株会社に係る業務報告書等)

第二十五条の七 銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第八号により作成し、当該期間経過後

方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第二十五条の五 (略)

2 銀行法第五十二条の二十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

3 銀行法第五十二条の二十四第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の三五第三項の認可を受けて営業の譲受けをしたことにより長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

(長期信用銀行持株会社に係る業務報告書等)

第二十五条の七 銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による中間業務報告書は、営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間営業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第八号により作成し、当該期間経過後

三月以内（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、当該期間経過後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

2 銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第九号により作成し、事業年度経過後三月以内（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、事業年度経過後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

3 5 (略)

（長期信用銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告）

第二十五条の八 銀行法第五十二条の二十八第一項の規定により作成すべき中間連結貸借対照表等（銀行法第五十二条の二十八第一項に規定する中間連結貸借対照表等をいう。第四項において同じ。）は別紙様式第十号第一により、連結貸借対照表等（銀行法第五十二条の二十八第一項に規定する連結貸借対照表等をいう。第四項において同じ。）は、別紙様式第十号の二第一により作成しなければならない。

2 長期信用銀行持株会社は、法第五十二条の二十八第三項ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

3 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請書があつたときは、当該申請をした長期信用銀行持株会社が第五十二条の二十八第三項ただし書の規定による公告をの延期をすることについてやむを得

三月以内（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、当該期間経過後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

2 銀行法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書は、営業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第九号により作成し、営業年度経過後三月以内（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、営業年度経過後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

3 5 (略)

（長期信用銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告）

第二十五条の八 銀行法第五十二条の二十八本文の規定により長期信用銀行持株会社が公告する中間連結貸借対照表等は、別紙様式第十号、連結貸借対照表等は、別紙様式第十号の二により作成しなければならない。

2 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十八ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行持株会社が中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の公告を延期することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

4 銀行法第五十二条の二十八第四項の規定により長期信用銀行持株会社が公告すべき中間貸借対照表等の要旨は別紙様式十号第二に、連結貸借対照表等の要旨は別紙様式十号の二第二に定めるものとする。

5 銀行法第五十二条の二十八第五項の規定による措置は、第十八条第七項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行わなければならない。

(長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する中間事業年度及び事業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度に係る説明書類にあつては、第一号イ及び第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。)とする。

- 一 長期信用銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項
- イ 経営の組織(長期信用銀行持株会社の子会社等(銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等(銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。)をいう。以下この項において同じ。))の

(長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する中間営業年度及び営業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間営業年度に係る説明書類にあつては、第一号イ及び第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。)とする。

- 一 長期信用銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項
- イ 経営の組織(長期信用銀行持株会社の子会社等(銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等(銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。)をいう。以下この項において同じ。))の

経営管理に係る体制を含む。)

ロ・ハ (略)

ニ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の名称及びその職務を行うべき社員の氏名)

二 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 長期信用銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)~(5) (略)

(6) 長期信用銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

(7) 長期信用銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

三 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況

ロ (略)

四 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げ

経営管理に係る体制を含む。)

ロ・ハ (略)

ニ 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名
(新設)

二 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 長期信用銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)~(5) (略)

(6) 長期信用銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

(7) 長期信用銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

三 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間営業年度又は営業年度における営業の概況

ロ (略)

四 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げ

る事項

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書

ロ〜ニ (略)

ホ 銀行法第五十二条の二十八の規定により作成した書類について会社法第三百九十六条による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ヘ 長期信用銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国所在長期信用銀行持株会社は、当該外国所在長期信用銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営業所（無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国所在長期信用銀行持株会社は、当該書類に加え、当該外国所在長期信用銀行持株会社に関する事業の概況並びに中間貸借対照

る事項

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結剰余金計算書

ロ〜ニ (略)

ホ 銀行法第五十二条の二十八の規定により作成した書類について商法特例法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ヘ 長期信用銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結剰余金計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国所在長期信用銀行持株会社は、当該外国所在長期信用銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営業所（無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国所在長期信用銀行持株会社は、当該書類に加え、当該外国所在長期信用銀行持株会社に関する事業の概況並びに中間貸借対照

表又は貸借対照表及び中間損益計算書又は損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国所在長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

4 (略)

5 法第五十二条の二十九第三項に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項で紙面又は映像面に表示する方法とする。

第二十五条の八の三 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十八及び銀行法第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書類（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該長期信用銀行持株会社の中間事業年度及び事業年度経過後四月以内（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、中間事業年度及び事業年度経過後六月以内）に開始し、当該中間事業年度及び事業年度の翌中間事業年度及び翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

2 長期信用銀行持株会社は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

表又は貸借対照表及び中間損益計算書又は損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国所在長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

4 (略)

(新設)

第二十五条の八の三 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十八及び銀行法第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書類（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該長期信用銀行持株会社の中間営業年度及び営業年度経過後四月以内（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、中間営業年度及び営業年度経過後六月以内）に開始し、当該中間営業年度及び営業年度の翌中間営業年度及び翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

2 長期信用銀行持株会社は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3・4 (略)

(長期信用銀行持株会社の事業報告等の記載事項)

第二十五条の九 銀行法第五十二条の三十の規定による事業報告は、別紙様式第十一号により作成しなければならない。

2 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第二十五条の十 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三 合併契約の内容を記載した書面

四 合併費用を記載した書面

3・4 (略)

(長期信用銀行持株会社の営業報告書等の記載事項)

第二十五条の九 銀行法第五十二条の三十の規定による営業報告書は、別紙様式第十一号により作成しなければならない。

2 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第二十五条の十 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録(商法第四百十三条ノ三第一項(簡易な合併手続の要件)の規定により合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する長期信用銀行持株会社にあつては、取締役会の議事録(合併により消滅する会社の株主に対して支払をする金額を定めた場合にあつては、当該議事録、最終の貸借対照表及び商法第四百十三条ノ三五項の規定による株式買取の請求をした株主に関する事項を記載した書面)

三 合併契約書

四 合併費用を記載した書類

五 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この条から第二十五条の十一までにおいて同じ。）につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六 会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するそれがないことを証する書面

七 合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社であるときは、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を發行していないことを証する書面

七の二 合併により消滅する会社が新株予約権を發行しているときは、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を發行していない

五 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この条から第二十五条の十一までにおいて同じ。）につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

六 商法第四百十二条第一項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における長期信用銀行持株会社にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

七 株式の併合をする場合には、商法第二百五条第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

（新設）

ことを証する書面

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条第二項の規定による届出をしたことを証明する書面

九 合併後存続する長期信用銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面並びに合併後における長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二 合併後存続する長期信用銀行持株会社又は合併により設立させる長期信用銀行持株会社が会計参与設置会社である場合には、当該長期信用銀行持株会社の会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

十 合併の当事者の一部が長期信用銀行持株会社でない場合には、当該長期信用銀行持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十一 合併後存続する長期信用銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

十二 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

十三 合併後存続する長期信用銀行持株会社が当該合併により子会

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条第二項の規定による届出をしたことを証明する書類

九 合併後存続する長期信用銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類並びに合併後における長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

（新設）

十 合併の当事者の一部が長期信用銀行持株会社でない場合には、当該長期信用銀行持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

十一 合併後存続する長期信用銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

十二 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

十三 合併後存続する長期信用銀行持株会社が当該合併により子会

社対象会社（法第十六条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次条第一項第十四号及び第二十五条の十一第一項第十号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五条の九第一項第四号に掲げる書面

十四 合併後存続する長期信用銀行持株会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十五 その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2・3 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二十五条の十の二 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

社対象会社（法第十六条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次条第一項第十四号及び第二十五条の十一第一項第十号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五条の九第一項第四号に掲げる書類

十四 合併後存続する長期信用銀行持株会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十五 その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2・3 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る分割の認可の申請)

第二十五条の十の二 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会の議事録（商法第三百七十四条ノ六第一項、第三百七十四条ノ二十二第一項又は第三百七十四条ノ二十三第一項の規定により分割計画書又は分割契約書について株主総会の承認を得ないで分割を行う長期信用銀行持株会社にあつては、取締役会の議

三 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面

四 会社分割費用を記載した書面

五 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六 会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項又は第八百十條第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

七 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百九十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であ

事録及び最終の貸借対照表）

三 分割計画書又は分割契約書

四 分割費用を記載した書類

五 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

六 商法第三百七十四条ノ四第一項又は第三百七十四条ノ二十第一項の規定による公告及び催告（同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における長期信用銀行持株会社にあつては、これらの公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は分割をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

七 株式の併合をする場合には、商法第二百五条第一項（株式の併合の手續）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

（新設）

つて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十二条第十号に規定する場合には、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を發行してないことを証する書面

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の第二項又は第三項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面

九 当該会社分割を行った後における長期信用銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面並びに長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二 当該会社分割を行った後における長期信用銀行持株会社が会計参与設置会社である場合には、当該長期信用銀行持株会社の会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

十 会社分割の当事者の一部が長期信用銀行持株会社でない場合には、当該長期信用銀行持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十一 当該長期信用銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の第二項又は第三項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

九 当該分割を行った後における長期信用銀行持株会社の定款、取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類並びに長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

（新設）

十 分割の当事者の一部が長期信用銀行持株会社でない場合には、当該長期信用銀行持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

十一 当該長期信用銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

十二 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

十三 当該会社分割により当該長期信用銀行持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面

十四 当該会社分割により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五条の九第一項第四号に掲げる書面

十五 当該会社分割により長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十六 その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2・3 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請)

第二十五条の十一 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

十二 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

十三 当該分割により当該長期信用銀行持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

十四 当該分割により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五条の九第一項第四号に掲げる書類

十五 当該分割により長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十六 その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2・3 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る営業譲渡等の認可の申請)

第二十五条の十一 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第三項の規定による営業の譲渡又は譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 事業譲渡等の契約の内容を記載した書面

四 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知らることができる書面

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面

六 当該事業譲渡等を行った後における長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

七 当該長期信用銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

八 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

九 当該事業の譲渡により当該長期信用銀行持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

十 当該事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五条の九第一項第四号に掲げる書類

十一 当該事業の譲受けにより長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内

三 営業譲渡等の契約書

四 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知らることができる書類

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

六 当該営業譲渡等を行った後における長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

七 当該長期信用銀行持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

八 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

九 当該営業の譲渡により当該長期信用銀行持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

十 当該営業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五条の九第一項第四号に掲げる書類

十一 当該営業の譲受けにより長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内

容を記載した書類

(削る)

十二 其他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法
第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記
載した書類

2・3 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定す
る内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜四 (略)

五 長期信用銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び
当該者の配置の状況を記載した書類(長期信用銀行代理業に関す
る能力を有する者であることを証する書面を含む。)

六 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年
度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日
を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の
時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

容を記載した書類

十二 商法第二百四十五条ノ五第一項(簡易な営業の譲受けの手續
)の規定により総会の決議を経ないで営業又は事業の全部の譲受
けを行う長期信用銀行持株会社にあつては、最終の貸借対照表及
び商法第二百四十五条ノ五第三項の規定による株式買取の請求を
した株主に関する事項を記載した書面

十三 其他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法
第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記
載した書類

2・3 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定す
る内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜四 (略)

五 長期信用銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び
当該者の配置の状況を記載した書類(長期信用銀行代理業に関す
る能力を有する者であることを証する書面を含む。)

六 法人であるときは、許可の申請の日を含む営業年度若しくは事
業年度の前営業年度若しくは前事業年度の貸借対照表又はこれに
代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む営業年度又は事業年
度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する
貸借対照表又はこれに代わる書面

七 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の監査報告書の写し

イ・ロ (略)

八 (略)

九 長期信用銀行代理業開始後三営業年度又は三事業年度(個人の事業年度は、一月一日から同年十二月三十一日までとする。以下この章において同じ。)における収支及び財産の状況の見込みを記載した書類

十 所属長期信用銀行(長期信用銀行代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該長期信用銀行代理業再委託者を含む。)が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号及び第八号に規定する書面

十一 (略)

十二 他に業務を営むときは、兼業業務(長期信用銀行代理業及び長期信用銀行代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ)の内容及び方法を記載した書類

十三 (略)

十四 長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図(防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。)並びに当該営業所又は当該事務所で営む長期信用銀行代理業の業務運営を指揮する所属長期信用銀行の営業所の名称を記載した書面

十五 (略)

七 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度の前営業年度又は前事業年度の監査報告書の写し

イ・ロ (略)

八 (略)

九 長期信用銀行代理業開始後三営業年度又は三事業年度(個人の事業年度は、一月一日から同年十二月三十一日までとする。以下この章において同じ。)における収支及び財産の状況の見込みを記載した書類

十 所属長期信用銀行(長期信用銀行代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該長期信用銀行代理業再委託者を含む。)が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号及び第八号に規定する書類

十一 (略)

十二 他に業務を営むときは、兼業業務(長期信用銀行代理業及び長期信用銀行代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ)の内容及び方法を記載した書類

十三 (略)

十四 長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図(防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。)並びに当該営業所又は当該事務所で営む長期信用銀行代理業の業務運営を指揮する所属長期信用銀行の営業所の名称を記載した書類

十五 (略)

十六 前各号に掲げるもののほか法第十六条の六条第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

(兼業の承認の申請等)

第二十五条の二十 長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十二条の四十二条第一項の規定による兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならぬ。

一 (略)

二 兼業業務の内容及び方法を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 前項第二号に規定する兼業業務の内容及び方法を記載した書面は、長期信用銀行代理業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないことが明確となるよう記載しなければならない。

3 (略)

(長期信用銀行代理業に関する報告書の様式等)

第二十五条の三十八 銀行法第五十二条の五十第一項の規定による長期信用銀行代理業に関する報告書は、長期信用銀行代理業者が個人である場合においては別紙様式第十五号により、法人である場合においては別紙様式第十六号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十三号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又

十六 前各号に掲げるもののほか法第十六条の六条第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(兼業の承認の申請等)

第二十五条の二十 長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十二条の四十二条第一項の規定による兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならぬ。

一 (略)

二 兼業業務の内容及び方法を記載した書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 前項第二号に規定する兼業業務の内容及び方法を記載した書類は、長期信用銀行代理業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないことが明確となるよう記載しなければならない。

3 (略)

(長期信用銀行代理業に関する報告書の様式等)

第二十五条の三十八 銀行法第五十二条の五十第一項の規定による長期信用銀行代理業に関する報告書は、長期信用銀行代理業者が個人である場合においては別紙様式第十五号により、法人である場合においては別紙様式第十六号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十三号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又

はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

254 (略)

5 金融庁長官等は、その許可をした長期信用銀行代理業者の直前事業年度に係る長期信用銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該長期信用銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第十一条の二の規定により当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 長期信用銀行を代表する取締役又は長期信用銀行の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役又は執行役員）の就任又は退任があつた場合

三5十五 (略)

はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、営業年度又は事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

254 (略)

5 金融庁長官等は、その許可をした長期信用銀行代理業者の直前事業年度又は直前事業年度に係る長期信用銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該長期信用銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第十一条の二の規定により当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 長期信用銀行を代表する取締役又は長期信用銀行の常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては、代表執行役又は執行役員）の就任又は退任があつた場合

三5十五 (略)

十六 特定取引勘定設置長期信用銀行において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第四項第一号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

十七～十九 (略)

二十 会社法第百五十六条に規定する定時総会の決議又は同法第百六十三条に規定する取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合（同項第一号に掲げる場合を除く。）

二十一・二十二 (略)

二十三 準備金の額を減少しようとする場合

二十四 会社法第百五十三条の規定により剰余金の配当をした場合（事業年度又は中間事業年度に係るものを除く。）

二十五 (略)

二十六 長期信用銀行が会社法第四百三十五条第二項又は商法特例法第二十一条の二十六第一項の規定により作成する事業報告及び附属明細書を定時総会に提出した場合

2 (略)

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行持株会社を代表する取締役又は長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、代表

十六 特定取引勘定設置長期信用銀行において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第四項第一号に定める書類に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

十七～十九 (略)

二十 商法第二百十條第一項に規定する定時総会の決議又は同法第二百一十一條ノ三第一項に規定する取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合（同項第一号に掲げる場合を除く。）

二十一・二十二 (略)

(新設)

(新設)

二十三 (略)

二十四 長期信用銀行が商法第二百八十一条第一項又は商法特例法第二十一条の二十六第一項の規定により作成する営業報告書及び附属明細書を定時総会に提出した場合

2 (略)

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行持株会社を代表する取締役又は長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては、代

執行役又は執行役）（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては当該外国所在長期信用銀行持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者）の就任又は退任があつた場合

四〇十八（略）

十九 長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書類について、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行において縦覧を開始した場合

二十 長期信用銀行持株会社が会社法第四百三十五条第二項又は商法特例法第二十一条の二十六第一項の規定により作成する事業報告及び附属明細書を定時総会に提出した場合

4（略）

5 長期信用銀行、長期信用銀行主要株主（長期信用銀行主要株主であつた者を含む。）又は長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。）は、銀行法第五十三条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 第一項第五号の三に掲げる場合 次に掲げる書面

イ 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を

表執行役又は執行役）（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては当該外国所在長期信用銀行持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者）の就任又は退任があつた場合

四〇十八（略）

十九 長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書類について、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行において縦覧を開始した場合

二十 長期信用銀行持株会社が商法第二百八十一条第一項又は商法特例法第二十一条の二十六第一項の規定により作成する営業報告書及び附属明細書を定時総会に提出した場合

4（略）

5 長期信用銀行、長期信用銀行主要株主（長期信用銀行主要株主であつた者を含む。）又は長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。）は、銀行法第五十三条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 第一項第五号の三に掲げる場合 次に掲げる書類

イ 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を

行う部署の名称を記載した書類

ロ 時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することをいう。）を行う部署の名称を記載した書面

ハ 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行つた取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。）を記載した書面

ニ 内部取引（一の長期信用銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第十二条の四の三第二項第四号及び第七号から第十五号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書面

ホ 勘定間振替（第十二条の四の三第三項各号に掲げる行為（同条第四項に規定する取引を含む。）をいう。）を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書面

二 第一項第二十三号に掲げる場合 同号に規定する書面

三 第一項第二十四号に掲げる場合 同号に規定する事業報告及び附属明細書

四 前項第十七号に掲げる場合 同号に規定する書面

五 前項第十八号に掲げる場合 同号に規定する事業報告及び附属明細書

行う部署の名称を記載した書類

ロ 時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することをいう。）を行う部署の名称を記載した書類

ハ 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行つた取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。）を記載した書類

ニ 内部取引（一の長期信用銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第十二条の四の三第二項第四号及び第七号から第十五号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書類

ホ 勘定間振替（第十二条の四の三第三項各号に掲げる行為（同条第四項に規定する取引を含む。）をいう。）を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類

二 第一項第二十三号に掲げる場合 同号に規定する書類

三 第一項第二十四号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附属明細書

四 前項第十七号に掲げる場合 同号に規定する書類

五 前項第十八号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附属明細書

659 (略)

(電磁的記録に記載された事項を表示する措置)

第二十六条の二 法第二十五条第三号の二及び第三号の三に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記載された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(予備審査)

第二十九条 長期信用銀行、長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の所有者又は長期信用銀行を子会社とする持株会社は、法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を申請する際に金融庁長官に提出すべき書面に準じた書面を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

別表第三(第二十五条の三十九関係)

(略)	届出事項	(略)	記載事項	(略)	添付書類
-----	------	-----	------	-----	------

659 (略)

(新設)

(予備審査)

第二十九条 長期信用銀行、長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の所有者又は長期信用銀行を子会社とする持株会社は、法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を申請する際に金融庁長官に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

別表第三(第二十五条の三十九関係)

(略)	届出事項	(略)	記載事項	(略)	添付書類
-----	------	-----	------	-----	------

<p>会社分割により長期信用銀行代理業の全部の承継をさせたとき</p>	<p>長期信用銀行代理業の全部の譲渡をしたとき</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p>一 (略) 二 会社分割契約の内容を記載した書面 三・四 (略) 五 会社分割の手続を記載した書面 六〇八 (略)</p>	<p>一 (略) 二 譲渡契約の内容を記載した書面 三・四 (略) 五 事業譲渡の手続を記載した書面 六 事業譲渡先が第三十四条の三十七第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面 七 事業譲渡先における長期信用銀行代理業の実施体制</p>
<p>分割により長期信用銀行代理業の全部の承継をさせたとき</p>	<p>長期信用銀行代理業の全部の譲渡をしたとき</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p>一 (略) 二 分割契約書 三・四 (略) 五 分割の手続を記載した書面 六〇八 (略)</p>	<p>一 (略) 二 譲渡契約書 三・四 (略) 五 営業譲渡の手続を記載した書面 六 営業譲渡先が第三十四条の三十七第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面 七 営業譲渡先における長期信用銀行代理業の実施体制</p>

(略)	長期信用銀行代理業で ある法人が合併により 消滅したとき	(略)	
(略)	一～三 (略)	(略)	
(略)	一 (略) 二 合併契約の内容 を記載した書面 三～八 (略)	(略)	八 事業譲渡先の内 部管理に関する業 務を行う組織の概 要及び法令を遵守 するための管理の 体制を記載した書 面
(略)	長期信用銀行代理業で ある法人が合併により 消滅したとき	(略)	
(略)	一～八 (略)	(略)	
(略)	一 (略) 二 合併契約書 三～八 (略)	(略)	八 営業譲渡先の内 部管理に関する業 務を行う組織の概 要及び法令を遵守 するための管理の 体制を記載した書 面